

# 社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 会員規程

制 定 平成 5年 4月 1日  
最新改正 平成 29年 3月 24日

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款33条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

## (会員の種類)

第2条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

## (正会員)

### 第3条

#### (正会員)

正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。なお、正会員は5条に定める会費を毎年度納めなければならない。

- (1) 第1種会員 公私社会福祉事業施設
- (2) 第2種会員 民生委員児童委員
- (3) 第3種会員 地区社会福祉協議会
- (4) 第4種会員 自治会・町内会
- (5) 第5種会員 障害者団体等当事者団体
- (6) 第6種会員 ボランティア団体・市民活動団体等
- (7) 第7種会員 その他社会福祉に関係のある団体
- (8) 第8種会員 社会福祉関係行政機関
- (9) 第9種会員 学識経験者

## (正会員の権利)

### 第4条

正会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告を受けること
- (2) 本会が発行する機関紙、パンフレット等を得ること
- (3) 本会の実施する大会、研修会に参加すること
- (4) 役員等に出選される資格を有すること

## (会費)

第5条 正会員が納める会費は、別表に定めるものとする。

- 2 前項で定める会費は、年度の中途にあつて入・退会する場合にあつても月割計算は行わないものとする。

## (入会)

第6条 第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種及び第7種正会員として入会しようとするときは、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 第8種及び第9種正会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

(退会)

第7条 正会員は、次に掲げる場合には、退会したものとする。

- 1 本人からの申し出があった場合
- 2 会員の資格を失った場合

(除名)

第8条 正会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

(賛助会費)

第10条 賛助会員が納める会費は、別表に定めるものとする。

(委任)

第11条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成13年 5月28日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成17年 1月27日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別 表)

【正会員】

種 別	会 費
第1種会員（公私社会福祉事業施設）	10,000円
第2種会員（民生委員児童委員）	1,000円
第3種会員（地区社会福祉協議会）	5,000円
第4種会員（自治会・町内会）	5,000円
第5種会員（障害者団体等当事者団体）	5,000円
第6種会員（ボランティア団体・市民活動団体等）	5,000円
第7種会員（その他社会福祉に係のある団体）	5,000円 ※但し、小学校長会・ 中学校長会・高等学校 長代表については免除
第8種会員（社会福祉関係行政機関）	免 除
第9種会員（学識経験者）	免 除

【賛助会員】

種 別	会 費
個 人	(一口) 1,000円
法 人	(一口) 3,000円